



平成 23 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 櫻護謨株式会社
代表者名 取締役社長 中村 浩士
(コード: 5 1 8 9 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役 中野 伍朗
(TEL. 03-3466-2171)

債権放棄確定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 15 日に開示いたしました、キューバ国立銀行に対して保有する債権に関して、その一部について債権放棄を行うことが確定いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該債務者の概要

- (1) 商号 キューバ国立銀行 (Banco Nacional de Cuba)
- (2) 所在地 Calle Aguiar 456 e/ Lamparilla y Amargura, Habana Vieja, Habana, Cuba

2. 当該事象の内容及びその事象が生じた年月日

(1) 当該事象の内容

当社は、当該債務者との債権支払に関するリ・スケジューリング案に合意することを平成 23 年 2 月 15 日の取締役会において決議いたしました。合意内容は、総債権残高の 95% 部分は債権の切捨てを行い、5% 部分は合意後 40 日以内に現金で支払を行うというものであります。

なお、債権の切捨てについては、5% 部分の支払が確認できた時点で当社より当該債務者に対して「債権放棄に関する通知書」を発行することにより実施するという内容でありました。

この度、当該債務者よりの 5% 部分の支払が確認できた為、合意内容に基づき「債権放棄に関する通知書」発行し、一部債権の放棄を行ったものであります。

当該処理に伴う各債権部分の金額は次のとおりであります。

- ① 債権放棄金額 347 百万円
- ② 現金回収金額 18 百万円

(2) 当該事象が生じた年月日

- ① リ・スケジューリング案に対する合意の決議 平成 23 年 2 月 15 日
- ② 債権放棄の実施 平成 23 年 3 月 29 日

(3) 当該事象が当社の業績等へ及ぼす影響

当該債権に対しては、従来より回収不能見込相当額について貸倒引当金の引当てを行っております。従って、当該債権放棄の実施による当社業績への影響は軽微であり、平成 23 年 2 月 15 日に開示いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」に変更はありません。

以 上